

議題1 令和4年度各分科会等の開催状況の報告について

高齢者福祉専門分科会報告

(1) 高齢者福祉専門分科会

①	分科会の 審議事項等	・老人福祉法第20条の8第1項、同法第20条の8第6項に基づき策定する老人福祉計画の審議。 ・介護保険法第117条第1項、同法第117条第4項に基づき策定する介護保険事業計画の審議。 ※老人福祉法及び介護保険法では、これらの2つの計画を一体のものとして作成することとされており、これまで本市では計画策定にあたり、それぞれが担う役割を明らかにしたうえで、両計画を一体のものとして作成しております。なお、この計画は3カ年計画となっておりますので、3年ごとに計画策定することとなっております。
②	委員構成	・委員 12名
③	令和4年度の 状況	開催実績なし
④	その他	令和5年度については、老人福祉計画・第9期介護保険事業計画策定の件等について、高齢者専門分科会を4回開催する予定です。